

奈良県告示第四百五十三号

平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

表介護支援専門員実務研修受講試験の項中「健康福祉部長寿社会課」を「健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進室」に改め、同表奈良県看護師・助産師採用試験の項及び奈良県職員採用選考試験（知事が実施するものに限り、かつ、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び臨床工学技士に係るものに限る。）の項中「医療政策部医療管理課」を「医療政策部病院マネジメント課」に改め、同表奈良県立奈良病院附属看護専門学校入学者選抜の項及び奈良県立三室病院附属看護専門学校入学者選抜の項を削り、同表採石業務管理者試験の項及び砂利採取業務主任者試験の項中「くらし創造部景観・環境局風致景観課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」に改める。